

鋼船規則 R 編検査要領及び旅客船規則検査要領における改正点の解説 (A 類機関区域の頂部の解釈)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 R 編検査要領及び旅客船規則検査要領中、A 類機関区域の頂部の解釈に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用される。

2. 改正の背景

SOLAS 条約 II-2 章 11.4.1 規則では A 類機関区域の頂部及びケーシングは、十分な防熱を施した鋼構造のものでなければならず、かつ、所定の表により要求されるよう適切に防熱されなければならない旨規定しており、本会はこれらの要件を既に本会規則に取り入れている。しかしながら、A 類機関区域の頂部（SOLAS 条約では crown）の解釈が不明瞭であるとの指摘があり、統一解釈が作成された。

本統一解釈は 2024 年 4 月に行われた IMO 第 10 回船舶設備小委員会（SSE10）にて合意され、2024 年 12 月に行われた IMO 第 109 回海上安全委員会（MSC109）にて MSC.1/Circ.1684 として承認された。

また、IACS では本統一解釈と同じ内容である IACS 統一解釈 SC302 が新規制定され、適用日が明確となった。

このため、A 類機関区域の頂部の統一解釈である MSC.1/Circ.1684 及び IACS 統一解釈 SC302 に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

(1) A 類機関区域の頂部の解釈に関する改正

SOLAS 条約 II-2 章 11.4.1 規則を取り入れている鋼船規則 R 編 11.4.1 では、A 類機関区域の頂部及びケーシングは、十分な防熱を施した鋼構造のものであることが要求され、かつ、表により要求されるように適切に防熱されなければならないとある。そのため、この規定に対応する検査要領に A 類機関区域の頂部とは「機関区域の主空間の水平な天井部分であり主空間の天井部分が傾斜している場合は傾斜部分も含むもの」とする当該統一解釈を取り入れる。

また、旅客船規則検査要領 Annex7-1 についても Table7-1-A1 に SOLAS 条約 II-2 章の条文解釈が記載されている。そのため、条文解釈として該当する R 編要領を参照する形に改正した。